

災害時における避難場所等の開設運営に関する協定書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と指定管理者名〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時において市民の安全を確保するため、甲の指定管理者として乙が管理・運営する施設の一部を避難場所等として使用し、開設及び運営管理を行う業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) この協定書において「避難場所等」とは、指定緊急避難場所等又は指定避難所をいう。

（対象施設）

第3条 避難場所等として使用する施設は、別紙のとおりとする。

（業務内容）

第4条 乙の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難場所等としての使用に向けた開設準備
- (2) 避難場所等としての施設の開設・運営管理及び避難者の受入れ
- (3) 市との連絡調整

（業務の実施体制）

第5条 前条の業務が必要と認められる場合は、甲は、電話等により乙に開設の要請をするものとし、対象施設の所在する地域の避難情報等が解除された場合は、乙は、甲に現場の状況を報告し、了解を得た上で、避難場所等を閉鎖するものとする。

2 前項に関わらず、乙は災害時において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、対象施設を避難場所等として開設及び運営管理を行うものとする。

- 3 乙は、避難場所等の開設要請を受けた場合、直ちに出勤人員の確保及び開設を前提とした体制づくりを行い、対象施設の開設可能時期を甲に報告し、避難者を受け入れるものとする。
- 4 乙は、避難場所等の開設要請を受けた場合は、出勤人員より1名を現場責任者として定めるものとする。
- 5 業務に必要な物品は、甲があらかじめ準備し、追加で必要な物品については区本部または市災害対策本部へ連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 乙は、施設の開設及び運営管理に係る費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し算定した費用を乙に支払うものとする。
- 3 業務に関し、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲がその対価を負担するものとする。
- 4 甲は、避難者が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担しなければならない。

(紛争等の対応処理及び損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い第三者との間に紛争等の問題が生じた場合、甲がその責任において対応・調整の上解決するものとする。

- 2 業務の実施に伴い第三者に損害が発生した場合は、甲がその費用を負担する。ただし、乙に故意又は重過失があるときはこの限りでない。
- 3 対象施設等に損害が生じたときは、乙の窓口担当者は遅滞なくその状況を書面又は口頭により甲に速やかに報告するものとし、その処置については、甲及び乙が協議し決定する。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から指定管理者の指定の期間の終了する日までとする。

(協定の解除)

第9条 この協定を継続できない事情が発生したときには、甲及び乙は協議の上この協定を解除することができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び

乙が協議して定める。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市

岡山市長 大森 雅夫

乙 岡山市

別紙

避難場所等対象施設一覧

施設名	所在地	連絡先